

# 古河市学校給食

## 食物アレルギー対応マニュアル



古河市教育委員会

# 目 次

<b>第1章 はじめに</b>	- P2 -
1 目的	
2 背景	
3 本市の現状と課題	
4 対応実施にあたって	- P3 -
5 対応範囲	
6 対応の考え方	
<b>第2章 食物アレルギーに関する基礎知識</b>	- P4 -
1 食物アレルギーとは	
2 食物アレルギーの症状	
3 食物アレルギーの種類	- P5 -
4 食物アレルギーと間違えやすい病気	
5 食物アレルギーの原因食物	
6 レベル別対応について	- P6 -
7 アドレナリン自己注射薬について	
<b>第3章 食物アレルギーへの対応</b>	- P9 -
1 食物アレルギー対応への決定	
(1)基本方針	
(2)基本的実施基準	
(3)食物アレルギーの対応について	
(4)対象児童生徒	- P10 -
(5)給食費について	
(6)対象児童生徒の決定方法	
(7)給食の管理	
(8)食物アレルギー対応食数	
(9)レベル別の対応内容	
2 校内及び関係機関との連携体制づくり	- P12 -
3 アレルギー対応フローチャート	
3-1【新1年生】	- P13 -
3-2【在校生】	- P14 -
4 緊急時（発症・誤食）の対応	- P18 -
<b>第4章 その他</b>	- P19 -
1 周囲との関わり	
2 給食以外の食物アレルギー対応について	
<b>用語の解説</b>	- P20 -
<b>様式集</b>	- P21 -

# 第1章 はじめに

## 1 目的

食物アレルギー症状を有する児童生徒に対し、症状に応じた学校給食の提供を行うため、本市では学校給食における「古河市学校給食食物アレルギー対応マニュアル」を策定し、学校、保護者、教育委員会が一体となって、対象児童生徒が楽しく健康で安全、安心な学校生活を送れるようにする。

## 2. 背景

平成13年4月に厚生労働省より指定するアレルギー物質を含む食品について、特定のアレルギー体質を持つ方の健康危害の発生を防止する観点から、「アレルギーの原因となる食品」の表示が義務付けられるなど、社会全体においても食物アレルギーに対する関心が高まってきている。

また、平成20年3月に、財団法人日本学校保健会が発刊した「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」の中で、『学校給食は、必要な栄養を摂る手段であるばかりでなく、児童生徒が「食の大切さ」、「食事の楽しさ」を理解するための教材としての役割も担っています。このことは食物アレルギーのある児童生徒にとっても変わりはありませんので、食物アレルギーの児童生徒が他の児童生徒と同じように給食を楽しめることを目指すことが重要です。学校給食が原因となるアレルギー症状を発症させないことを前提として、各学校、調理場の能力や環境に応じて食物アレルギーの児童生徒の視点に立ったアレルギー対応給食を提供することを目指して学校給食における食物アレルギー対応を推進することが望まれます。』と学校給食の対応の基本的方向が示されました。

平成22年3月には、文部科学省より「食に関する指導の手引-第1次改訂版-」の中で、「食物アレルギー、肥満傾向、痩身願望等、専門的な立場から個別的な指導を必要とする場合には、学級担任、栄養教諭、養護教諭、学校医、担当医、保護者等の連携のもと、一人一人の食生活の実態を把握した上で個に応じた対応や相談指導を行うことが大切です。」と示し、個別指導の意義が述べられている。

## 3. 本市の現状と課題

古河市ではアレルギーを持つ児童生徒が安全・安心な学校生活を送れるように、「学校給食食物アレルギー対応マニュアル」を作成し、学校給食において食物アレルギー除去食を実施予定している。そこで、特定の食品により食物アレルギーを持つ児童生徒の状況を把握するため、平成26年11月に学校給食における食物アレルギーに関する実態調査を実施した。

この中で原因となる食品（アレルゲン（※1：P20））の第1位は卵、2位は牛乳・乳製品、3位はナッツ類が上位を占める結果となった。

現在の対応として、保護者から申し出があった場合、事前に給食の食材に関する情報を提供したり、弁当持参の対策を行っている。

また、牛乳アレルギー体質（医師の診断あり）で牛乳が飲めない場合には、届出により牛乳を出さずに、牛乳給食日の飲み物は各自持参していただくようにしている。

今後、古河市において、食物アレルギーを持つ児童生徒に対して、どのようにきめ細かな個別対応を行うか、行政・学校・保護者・医師等の関係者が同じ認識のもとに食物アレルギーを捉え、連絡調整を図り、どのように除去食の提供を実現していくかなどが課題となる。

#### 4. 対応実施にあたって

現状と課題を踏まえ、マニュアルに基づいた個々の適切な対応を行う。また、診断や治療方法の変化により、最新の情報に基づいた取り組みを行う必要があるため、引き続き関係者と協議をして柔軟に修正をする。

#### 5. 対応範囲

自校給食校はレベル1，2までの対応とする。

学校給食センターからの受配校は、レベル3までの対応とする。

【レベル1】詳細な献立表対応

【レベル2】弁当対応

【レベル3】除去食対応（卵・乳のみ）

\*対応範囲の詳細はP11に記載

#### 6. 対応の考え方

- (1) 個々の症状の変化や学校の対応可能な範囲が年々変化することから、個々の対応状況については、年度ごとに評価・見直しを図る。そのため、食物アレルギー対応については、年度ごとに決定する。
- (2) 食物アレルギー対応は、対応を行う学校及び給食施設の状況と食物アレルギー児童生徒の実態を把握し、重度のアナフィラキシー（※2：P20）症状を示すケースなどにおいては、児童生徒の安全・安心な給食の提供を考え、アレルギー対応における除去食対応を行わないと判断する場合もある。

## 第2章 食物アレルギーに関する基礎知識

### 1 食物アレルギーとは

私たちの体の中は、ウィルスや細菌などの有害なものから守ろうとする「免疫」というしくみが備わっている。ところが、この免疫が病原体ではなく、本来無害とされる食物や花粉などの過剰反応で、体に不都合な症状を引き起こしてしまうのが「アレルギー反応」である。

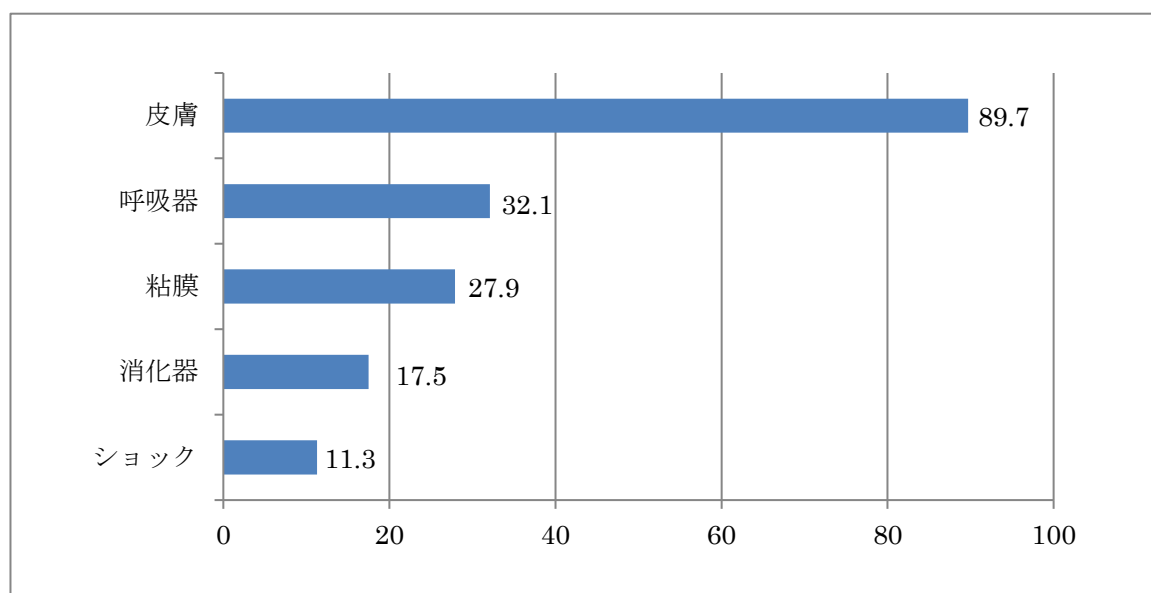
### 2 食物アレルギーの症状

食物アレルギーでは、以下のような、全身の多彩な症状が引き起こる。

分類		症状
皮膚症状		かゆみ、じんましん、むくみ、発赤、湿疹
粘膜症状	眼症状	結膜充血、かゆみ、涙が流れ出る、まぶたがむくむ
	鼻症状	くしゃみ、鼻水、鼻づまり
	口腔咽頭症状	口腔、口唇、舌の違和感・はれ、声がかれて出にくくなる、喉のかゆみ、イガイガ感、喉がしめつけられる感覚
消化器症状		腹痛、悪心、嘔吐、下痢、血便
呼吸器症状 上気道 下気道		くしゃみ、鼻水、鼻づまり、呼吸困難、せき、喘鳴（ゼーゼー、ヒューヒューして息苦しくなる）
全身性症状	アナフィラキシー	多臓器にわたる症状
	アナフィラキシーショック	頻脈、虚脱状態（ぐったり）・失禁・意識障害・血圧低下

#### 【即時型食物アレルギー（※3：P20）症状の発症割合】

最も頻度の高い症状は皮膚症状ですが、重症のショック症状も11.3%存在します。日本で毎年3人程度アナフィラキシーショックが原因で亡くなっている。



出典：厚生労働科学研究班「食物アレルギーの診療の手引き2011」

### 3 食物アレルギーの種類

食物アレルギーは、食後 2 時間以内に体が赤くなったり、じんましんが出たりする即時型が典型的だが、他にもいろいろなタイプがある。

臨床型	発症年齢	頻度の高い食べ物	耐性獲得	アナフィラキシーショックの可能性
即時型症状 ・じんましん ・アナフィラキシー など	乳児期～ 成人期	【乳児～幼児】 鶏卵、牛乳、小麦、そば、 魚類、落花生など 【学童～成人】 甲殻類、魚類、小麦、果物 類、そば、落花生など	鶏卵、牛乳、小麦、大豆などは耐性獲得しやすく、その他は耐性獲得しにくい	高い
食物依存性運動誘発 アナフィラキシー	学童期～ 成人期	小麦、エビ、カニなど	耐性獲得しにくい	とても高い
口腔アレルギー症候群 (※4：P20)	幼児期～ 成人期	果物、野菜など	耐性獲得しにくい	低い

出典：厚生労働科学研究班「食物アレルギーの診療の手引き2011」

### 4 食物アレルギーと間違えやすい病気

食物が引き起こす有害な反応でも、食物不耐症 (※5：P20) や食中毒、牛乳を飲むとお腹がゴロゴロする乳糖不耐症は免疫反応ではないため食物アレルギーではない。

食物不耐症	体質的に食物を消化できない	例) 乳糖を消化できず牛乳を飲むと下痢をする
食中毒	食物中の病原体や毒素で発生	例) ノロウイルス汚染されたカキによる下痢
仮性アレルゲン	食物中の化学物質が原因でアレルギー様症状を起こす	例) 鮮度の落ちた青魚によるじんましん さばなどに含まれる「ヒスタミン」が作用

### 5 食物アレルギーの原因食物

食物アレルギーを発症させないためには、「原因食物の除去」が唯一の予防法である。そのため、個々の児童生徒の食物アレルギーの原因食物を、学校が把握することが必要となる。

食物アレルギーはあらゆる食物が原因となり、以前は鶏卵、乳製品、大豆のうち、大豆が減少して小麦がこれに変わり、患者数が多く、3大アレルゲンと呼ばれている。また、そばや落花生は重篤な患者が多いので、食品への表示が義務づけられている。

全年齢における原因食物の割合

鶏卵	38.7%
牛乳	20.9%
小麦	12.1%
落花生	4.8%
魚卵	4.3%

出典：厚生労働科学研究班「食物アレルギーの診療の手引き2011」

## 6 レベル別対応について

食物アレルギーへの対応レベルは、以下のとおりに大別される。

【レベル1】 詳細な献立表対応

【レベル2】 弁当対応

【レベル3】 除去食対応（卵・乳のみ）

【レベル4】 代替食対応（実施しない）

【レベル3】と【レベル4】がアレルギー対応食といわれ、学校給食における食物アレルギー対応の望ましい形といえます。

対応を行うための学校及び調理場の状況は千差万別であり、一律に対応を推進することはできません。学校及び調理場の状況と食物アレルギーの児童生徒の実態を総合的に判断し、次の「段階的な対応の進め方」を参考にしながら、現状で行うことのできる最良の対応を検討することが大切です。

例えば、初めから全ての除去品目に対するのではなく、患者数が多い「鶏卵、乳、小麦」や症状が重症になりやすい「そば、落花生」などのアレルギー表示義務食品から対応を開始することも考えられます。そして更に充実した対応に向けた努力を継続することが重要です。

一方で、保護者の求めるままに実状に合わない無理な対応を行うことは、かえって事故を招く危険性をはらんでいます。学校給食のアレルギー対応は、あくまでも医師の診断と指示に基づいて行うものであり、保護者の希望に沿ってのみ行うものではありません。家庭での対応以上の対応を学校給食で行う必要はないといえます。

出典：日本学校保健会「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」

（2008. 3 抜粋）

## 7 アドレナリン自己注射薬（以下「エピペン®」という。）について

### （1）エピペン®について

アナフィラキシー状態になった場合の有効な治療薬は、エピペン®である。

エピペン®とは、緊急時に対処するため患者や保護者が自ら注射する自己注射薬である。患者が緊急時に注射できない場合の救命目的により、代わりに学校職員が注射することは、医師法違反にはならない。

エピペン®の使用は、緊急時の対応となるので、事前の依頼書や同意書は必要ありません。ただし、事前に医師や保護者とエピペン®の取扱いについて話し合い、情報を共有しておくことが重要である。また、エピペン®の使用に関して、いつだれが打つことになるか予測できません。そのため、研修やガイドラインで全職員が当事者意識を持ち、事前に準備することが大切である。

各学校では、緊急の場合を想定し、保護者の同意を得たうえで、事前に地域の消防機関に当該児童生徒の情報を提供することも重要である。緊急搬送を依頼する際は、エピペン®が処方されていることを伝える必要がある。

## (2) エピペン<sup>®</sup>処方対象者

- ・アナフィラキシーを起こしたことがある人
- ・アナフィラキシーを起こす危険性が高いと診断された人

エピペン<sup>®</sup>が処方されている児童生徒でも、その疾病のレベルは個人差がありますので、主治医に確認することも有効です。なお、心疾患や甲状腺の病気のある人には処方されません。

## (3) 使用するタイミング

- ・アナフィラキシー発症時（とりわけ呼吸困難や意識障害時）
  - ・アナフィラキシー既往歴があり、その原因食物を誤食し違和感がある場合
- \*症状が軽いうちに打っても問題ありません。  
\*なるべく早く打つことが大切である。

## (4) 薬の効果

エピペン<sup>®</sup>はアナフィラキシーすべての症状を和らげる。

効果は5分以内に認められ、有効時間は20分である。

副作用により、動悸・頭痛・ふるえが起こる可能性があります。一般的な小児では副作用は軽微であると考えられる。

## (5) エピペン<sup>®</sup>の保管

緊急時にエピペン<sup>®</sup>を迅速に注射するためには、児童生徒本人が携帯管理することが基本である。それができない状況では、学校での保管場所について保護者や主治医とよく相談して決定し、全職員に周知する。

- ・エピペン<sup>®</sup>の適正温度は15～30℃である。
- ・保管場所は保護者との話し合いの中で決めて下さい。  
例) ランドセルに入れておく/保健室/校長室)
- ・保管する場合には、注射器の窓から見える薬液が変色していないか、沈殿物がないかなどを、定期的を確認することが必要である。



(6) 使用方法 (事前に取扱説明書を読んでおいてください)

◆それぞれの動作を声に出し、確認しながら行う

① ケースから取り出す



ケースのカバーキャップを開け  
エピペン®を取り出す

② しっかり握る



オレンジ色のニードルカバーを  
下に向け、利き手で持つ  
“グー”で握る!

③ ケースから取り出す



青い安全キャップを外す

④ 太ももに注射する



太ももの外側に、エピペン®の先端(オレンジ色の部分)を軽くあて、“カチッ”と音がするまで強く押しあてそのまま5つ数える  
注射した後すぐに抜かない! 押しつけたまま5つ数える!

⑤ 確認する



エピペン®を太ももから離しオレンジ色のニードルカバーが伸びているか確認する  
伸びていない場合には「④に戻る」

⑥ マッサージする



打った部位を10 秒間、  
マッサージする

介助者がいる場合



介助者は、子供の太ももの付け根膝をしっかりと抑え、動かないように固定する

注射する部位

- ・衣類の上から、打つことができる
- ・太ももの付け根と膝の中央部で、かつ真ん中(Ⓐ)よりやや外側に注射する

仰向けの場合



座位の場合



## 第3章 食物アレルギーへの対応

### 1 食物アレルギー対応への決定

#### (1) 基本方針

学校給食は、身体の発育期にある児童生徒に栄養バランスのとれた食事を提供し、健康の増進、体力向上を図るとともに、「生きた教材」を通して子どもたちが生涯にわたる健康づくりの基礎や食習慣を身に付け、食事マナーや集団生活のルールを学び、感謝の心を育む実践的な教育活動(食育)であると捉える。このように学校給食は学校教育の一貫として実施されているため、食物アレルギー等のある児童生徒に対して、実情に応じた、より良い対応を行うことが重要である。

#### (2) 基本的実施基準

学校給食における食物アレルギー対応食の実施基準について以下の点を基本とする。

##### 【食物アレルギー対応食の基本実施基準】

基本的に、以下の基準をすべて満たした場合に実施する。

- ① 医師の診断により、食物アレルギーと診断されている。
- ② アレルギー原因食品(アレルゲン)が特定されており、アレルギー疾患用学校生活管理指導表(※6:P20)により医師から食物除去療法を指示されている。
- ③ 給食対応について、保護者と学校で合意がなされ、保護者より「アレルギー除去食依頼書」を学校長が受理し、学校からアレルゲンを除いた給食実施の依頼がある。
- ④ 家庭でも原因食品の除去を行うなど食物除去療法を行っている。
- ⑤ 保護者が実施する経費に理解がある。
- ⑥ 定期的に受診し、医師の評価を受け、少なくとも1年に1回、アレルギー疾患用学校生活管理指導表の提出がある。
- ⑦ 学校、給食センター、家庭が一体となり、緊密な連携と相互の理解を図る。
- ⑧ 学校給食センター受配校のみとする。

#### (3) 食物アレルギーの対応について

卵、乳製品(牛乳を含む)を取り除いた除去食を基本とする。調理は、食物アレルギー対応食専用の調理室で行う。

卵、乳製品(牛乳を含む)以外のアレルゲンについては、「食物アレルギー食品材料一覧表」及び「食物アレルギー加工食品内容配合表」を配布し、保護者の判断とする。

食物アレルギー対応食の食材は、今後、児童生徒の食物アレルギー疾患の推移を見ながら、検討していく。

#### (4) 対象児童生徒

卵、乳製品(牛乳を含む)の食物アレルギー疾患をもつ児童生徒のうち、その保護者が食物アレルギー除去食の提供を希望する者とする。なお、重篤な症状が出る児童生徒には、事故防止のため、なるべく弁当を持参させる。

#### (5) 給食費について

給食費については、通常食と同額とする。ただし、飲用牛乳を停止する場合は、減額をする。

#### (6) 対象児童生徒の決定方法

食物アレルギー除去食の提供を希望する児童生徒の保護者は、学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)を学校長に提出する。学校は保護者と面談を実施し、食物アレルギー除去食実施の可否について決定する。

児童生徒の安全面の対応が十分でないと判断される場合、対応は行わない。

アレルギー症状は変化するため、必要書類の提出、食物アレルギー除去食実施の可否については年度ごとにするが、随時保護者の申し出により対応する。飲用牛乳の減額措置については、医師の指示書(診断書)を必要とする。

#### (7) 給食の管理

食物アレルギー除去食の提供については、食物アレルギー除去食専用の献立を作成し、事業者が確実に調理するように監督する。また、食物アレルギー除去食の調理、配送を定められた手順で行い、誤配を防ぐためのチェック体制を確立させ事故防止に努める。

#### (8) 食物アレルギー対応食数

対応食数は、児童生徒の十分な安全を確保するため、対応可能な食数の範囲内とする。

#### (9) レベル別の対応内容

##### 【共通事項】

- ① 対応内容や留意点などは、全教職員が共通認識を持ち、担任不在時の事故を防ぐ。  
(例) ・職員会議で食物アレルギー児童生徒の周知を行う。  
・教室に対象児童生徒のアレルゲンがわかる資料を掲示する。
- ② 学級内で食物アレルギーの説明をし、共通理解を得る。
- ③ 誤食した時の対応は、P18「緊急時(発症・誤食)の対応」を参考にする。また、面談等で事前に確認しておく。
- ④ 重篤な症状を発症する恐れがある場合は、事故防止のため、「弁当持参」とするように指導する。
- ⑤ 「おかわり」や児童生徒のやり取りが原因で事故になる場合もあるので、重篤な子の場合は「おかわり」を遠慮してもらう。学級内で共通理解をさせるなど配慮する。

<p><b>【レベル 1】 詳細な献立表による対応</b>          献立の詳細な内容は、保護者と学校に提示し、児童生徒が給食時に各自で取り除く。</p>	
対象	ポイント
○比較的症状が軽く、本人が対象食材を取り除くことができる	<p>①学校は、給食センターが作成した献立明細表(※7:P20)や配合表(※8:P20)を用いてアレルギー含有情報を保護者に提供する。</p> <p>②保護者は、毎月の献立の中から除去する食材を選び、学級担任等に連絡する。</p> <p>③児童生徒は各自でアレルギー食材を除去し喫食する。          学級担任などが除去するのではなく、自ら除去することが前提となる。</p> <p>④低学年の場合は、自分で除去することが困難な場合がある。この場合、面談等で確認し弁当持参するのが望ましい。</p>
<p><b>【レベル 2】 弁当持参による対応</b>          家庭から弁当を持参し、それを喫食する。</p>	
対象	ポイント
○アレルギーの種類が多い、重篤なアレルギーを持っているなどの理由で給食を食べることができない場合	<p>☆レベル1やレベル3であっても、献立によっては弁当持参とするような柔軟な対応をとる。</p> <p>①学校内や学級内での理解を図り、アレルギーを持つ児童生徒が精神的負担を感じないよう配慮する。</p> <p>②重症度に応じて、給食当番や片付けにも配慮が必要である。</p>
<p><b>【レベル 3】 除去食による対応</b>          医師からの指示によって家庭で除去食等の食事療法を行い、学校給食でも対応が可能と判断した場合、卵と乳の完全除去食を提供する。なお、除去食は施設的に対応可能な学校給食センターからの受配校に限られる。</p>	
対象	ポイント
○医師から卵もしくは乳の除去を指示され、家庭で除去食等の食事療法を行っている場合	<p>①当面は卵と乳製品のどちらも除去した献立とする。</p> <p>②除去により栄養価が不足すると保護者が判断した場合には、一部弁当持参を認める。</p> <p>③除去食用献立表を事前に保護者に提示し、献立内容を確認する。</p> <p>《除去食の例》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・卵わかめスープ → 卵を除去し、わかめスープにする。</li> <li>・オムレツ → 卵を除去すると献立が成り立たないので、代替品持参する。</li> <li>・牛乳 → 飲み物を持参する。</li> </ul>
<p><b>【レベル 4】 代替食による対応</b>          アレルギーを除いた後に、それに代わる食材を用いて調理して栄養を確保する対応である。</p>	

## 2 校内及び関係機関との連携体制づくり

＊校内食物アレルギー対応委員会の役割＊

- ・食物アレルギー児童生徒の状況把握と対応の検討
- ・学校給食対応の検討（献立内容から配膳までのチェック体制の構築）
- ・個別対応の検討（授業（家庭科等）、運動（部活動）、宿泊学習、校外学習等）
- ・緊急時を想定した実践的な研修体制の構築



校内連携



児童生徒保護者



### 校内食物アレルギー対応委員会

〈校長等管理職〉：教職員の共通理解が持てるよう指導する。面談を実施。対応決定。

〈養護教諭・保健主事〉：実態把握。面談を実施。

教職員への指導として、担任以外でも給食時の食物アレルギー対応ができるようにする。

主治医、学校医との連携を密にし、症状が出た場合の応急処置方法や連絡先を事前に確認しておく。

〈給食主任〉：児童生徒の実態・保護者の要望等の確認、面談を実施。

緊急時の対応・連絡先確認。

〈学級担任〉：実態把握。面談の実施。

誤食に気づいた時や食後体調の変化を感じた時の指導を児童生徒に行う。

〈栄養教諭等〉：実態把握。学校給食での対応について協議。面談の実施。

必要に応じて、保護者と対応の確認。除去食の調理指示。  
給食時の指導及び担任へのアドバイス。

※ 〈学校医〉：健康相談・保健指導・助言を仰ぐ。

地域連携



〈緊急対応医療機関〉

〈医療・病院（医師）〉

〈消防機関（救急救命士）〉

〈給食センター〉

〈教育委員会〉



### 3-1 アレルギー対応フローチャート 【新1年生】

学校給食保健課⇒保護者

(新小学1年生対象)  
「食物アレルギー実態調査票(様式1)」を依頼  
\*就学时健康診断通知文と一緒に送付

保護者⇒学校

調査票提出 \*就学时健康診断時

学校⇒保護者

- ・調査票から配慮の必要な児童を把握し、「食物アレルギー対応のための面談実施について(様式4)」を通知
- ・配慮の不要な児童へは、「食物アレルギー調査票の確認結果について(様式3)」を通知

学校⇒教育委員会

「食物アレルギー申出者報告書(様式2)」の提出

学校⇒保護者

- ・個別面談の実施
  - ・学校は面談の結果を受け、「個別面談記録票(様式6)」を作成
- 【個別面談者】校長(教頭)、担任、栄養教諭等、養護教諭、保健主事、給食主任 等

保護者⇒学校

「学校生活管理指導表(様式5)」・「食物アレルギー対応依頼書(様式7)」の提出

学 校

「校内食物アレルギー対応委員会」等を開催

- ・対応方法の検討・決定をする

【アレルギー対応委員会メンバー】

校長(教頭)、養護教諭、保健主事、担任、給食主任、配膳員 等

学校⇄給食センター

対応内容報告 **1月末まで**：「食物アレルギー対応内容報告書(様式9)」

給食センター⇒学校

対応報告内容を受け、環境整備や指導を実施  
アレルギー対応委員会と給食センター(所長・栄養士等)協議

学 校

食物アレルギー対応内容の決定

(最終調整と情報共有を図るため、校長は決定した内容を全教職員へ周知徹底する)

学校⇒保護者

食物アレルギー対応内容の決定通知：「食物アレルギー対応内容について(通知)

(様式10)」

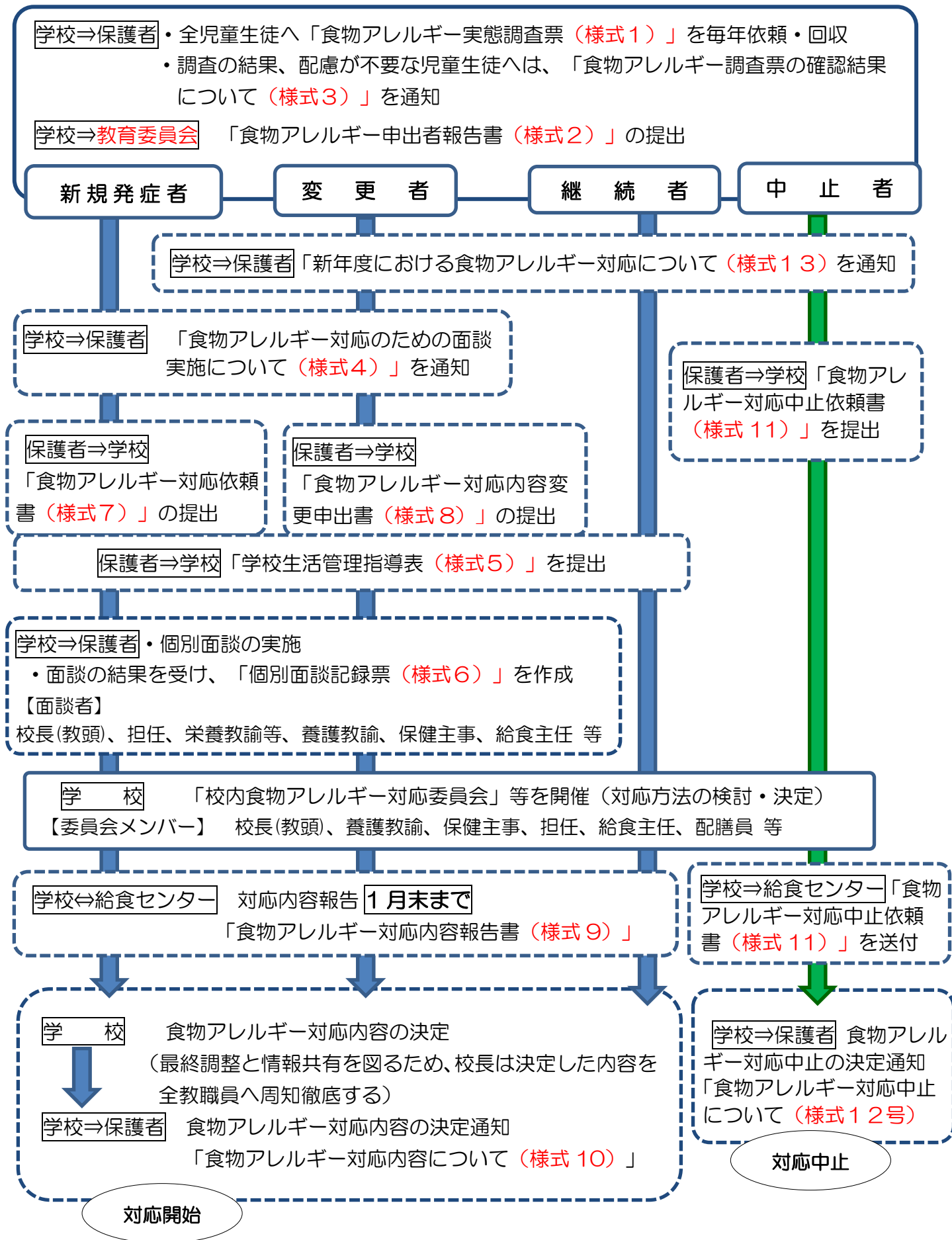
給食センター・学校

対応開始

※食物アレルギー対応の実施は、医師の診断に基づき保護者からの依頼により決定する



### 3-2 アレルギー対応フローチャート 【在校生】



※食物アレルギー対応の実施は、医師の診断に基づき保護者からの依頼により決定する  
 ※中学校への進学時及び転校時には、当該校に今までの経過や対応内容を引き継ぐ

### (1) 食物アレルギー実態調査票の受理

- ①調査票の提出を求める場合、【新1年生】【在校生】の2つのパターンを参照する。
- ②新1年生の場合、教育委員会は「入学に必要な健康調査書」と同時に「食物アレルギー実態調査票（様式1）」を送付する。  
保護者は、就学時健康診断受付の際、学校に提出する。
- ③就学時健康診断説明会の際に、教育委員会職員が学校給食食物アレルギー対応について簡単に説明する。
- ④在校生の場合は、毎年「食物アレルギー実態調査票（様式1）」の提出を求める。

### (2) 食物アレルギー実態調査票の確認

- ①学校は、「食物アレルギー実態調査票（様式1）」の内容を確認し、結果を「食物アレルギー申出者報告書（様式2）」により教育委員会（給食センター）に提出する。
- ②以下の内容を確認し、疑問点がある場合は、保護者に確認の連絡をとる。
  - ①学校での食物アレルギー管理指導（※9:P20）の希望はあるか。
  - ②食物アレルギーと食物不耐症を勘違いしていないか。
- ③確認の結果、保護者が食物アレルギー管理指導を希望しない（※10:P20）、または症状が食物アレルギーでないなどの理由で管理指導を行わない場合、学校は「食物アレルギー実態調査票の確認結果について（様式3）」により保護者に通知する。

### (3) 個別面談の実施

- ①学校は、面談の日程を決定する。（入学説明会を利用することも可能）  
日程が決まり次第、学校は「食物アレルギーについての面談実施について（様式4）」保護者に通知する。
- ②面談をするにあたり、保護者は「学校生活管理指導表（様式5）」及び「食物アレルギー対応依頼書（様式7）」を提出する。
  - ◇「学校生活管理指導表（様式5）」は医師が記入するものであり、医療機関の定める、文書料が発生する。
  - ◇保護者が食物アレルギー対応の変更を希望する場合は、「学校生活管理指導表（様式5）」及び「食物アレルギー対応内容変更申出書（様式8）」を提出する。
- ③学校は面談の結果を受け「個別面談記録票（様式6）」を作成する。  
個別面談記録票は、継続的な食物アレルギー管理のため、面談内容や経過を記入する。また、この資料は緊急時にも使用するので、すぐ取り出せるように管理する。



#### ◇面談の目的

- 食物アレルギーの症状、家庭での食事の様子、緊急時の対応方法などを詳しく確認する。
- 学校生活や学校給食における保護者の要望を確認する。
- 学校での対応内容（対応可能な範囲）を説明し、理解していただく。
- 対応の流れや学校生活での留意事項などを保護者に伝える。
- 給食について、どのような対応をするかを話し合う。

#### ◇症状等の確認ポイント

Who : だれが

What : 何が（どんな症状か、湿疹？ 喘息？）

When : いつから（初発は、最近アレルギー反応が起こったのは）

Where : どこに（喉に、顔に、腹部に）

Why : なぜ（エビを食べた、パンを食べた）

How : どのように（痛くなる、かゆくて仕方がない、赤く腫れる）

#### （４）食物アレルギー対応の決定

- ①学校では、保護者から提出された「食物アレルギー対応依頼書（様式7）」及び面談内容などに基づき、校内食物アレルギー対応委員会を開き、対応内容を協議する。

結果を給食センターに「食物アレルギー対応内容報告書（様式9）」により提出する。給食センターは内容を確認し、学校に返送する。

**報告書の提出期限は、1月末までとする。**

- \*「校内食物アレルギー対応委員会」は校長(教頭)、養護教諭、保健主事、担任、給食主任、配膳員などをメンバーとし、各学校で設置する。形態などは各学校が実情に応じて決める。希望により学校医、給食センター栄養士に参加を要請する。

- ②学校は保護者に「食物アレルギー対応内容について（通知）（様式10）」により対応内容を通知する。

- ③必要に応じて主治医や学校医にアドバイスを求める。

#### （５）対応開始

- ①対応開始は、原則として4月の学校給食開始からとする。

(6) 個別面談等について

- ①各学校の判断で、面談が必要と思われる児童生徒の保護者に対して、適宜面談を実施する。
- ②随時、対応内容や症状などの確認を行い、保護者と学校等で十分に連携がとれるように努める。

(7) 次年度の対応について

- ①食物アレルギーは年齢とともに抗体を獲得することがあるため、最新の情報により対応する必要がある。したがって「学校生活管理指導表（様式5）」の提出を毎年求めるため、「新年度における食物アレルギー対応について（様式13）」を通知する。
- ②症状の変化により対応内容に変更がある場合は、「食物アレルギー対応内容変更申出書（様式8）」の提出を求める。
- ③治癒などの理由により対応を中止する場合は、「食物アレルギー対応中止依頼書（様式11）」の提出を求める。
- ④「食物アレルギー対応内容変更申出書（様式8）」が保護者から提出された際は、学校で取りまとめ「食物アレルギー対応内容報告書（様式9）」を給食センターに送付する。

◇個別栄養相談について

保護者や児童生徒から要望があった場合は、給食センター（栄養士）は、家庭での食生活などについてアドバイスを行う。

4 緊急時(発症・誤食)の対応

【 アナフィラキシーショックへの対応 】

発症（給食時の誤食など）

発見者（教職員）

協力者（他の教職員）の要請

児童生徒から離れず、様子を観察しながら協力者の要請をする

アレルギーを含む食品を口に入れた時

・口から出し、口をすすぐ。  
・大量に摂取した時には、飲み込ませないように注意して吐かせる。

皮膚に付着した時

・よく洗い流す。  
\*触った手で眼をこすらないようにする。

眼症状（かゆみ、充血、球結膜浮腫）が出現した時

・洗眼後、処方された救急常備薬（抗アレルギー薬など）を点眼する。

連携

・その場で安静にあおむけに寝かせ、衣服を暖める。（血圧低下が疑われる場合、足を高くする）  
・吐き気、嘔吐がある時には、横向きに寝かせる。  
・保健室等に移動させる場合は、背負ったり、着座姿勢をとったりせず、担架等を利用する。

校長  
教頭

連携

保健主事・養護教諭・他教職員  
（現場または保健室）

連携

学級担任  
他教職員

・処方された緊急常備薬（抗アレルギー薬など）があれば内服し、症状を観察する。

・必要に応じて、学校医または主治医の指示を受ける。

・喘鳴、声が出にくい、呼吸困難、傾眠、意識障害、嘔吐、腹痛などの皮膚・粘膜以外の症状が出現した時には、救急車を要請する。

\*判断に迷うまたは判断ができない場合も救急車を要請する。 AEDを準備する

・アドレナリン自己注射薬（エピペン®）を処方されている場合には、出来るだけ早期に注射をする。3人以上の職員で確認しながら対応する。

報告

教育委員会  
（学校給食センター）  
（学校給食保健課）

医療機関

連絡

家庭

養護教諭及び発見者又は学級担任が個人の記録を持参し、アレルギーや発症状況などを医師に正確に伝える。

保護者には余談や推測を交えず、事実を正確に伝える。

## 第4章 その他

### 1 周囲との関わり

必要に応じて、他児童生徒やその保護者へ周知・指導し、協力することで事故のリスクを減らす。また、本人の精神的負担にならないように配慮する。

#### 【食物アレルギーに対して理解を持たせる上でのポイント】

- 誰でもなる可能性がある。
- 疾患の一つであり、好き嫌いや偏食ではない。
- 自分にとっては何ともない食材で体調不良を引き起こすことがある。  
ただし、過度に特別視せず、原因に注意すれば集団生活は可能。

### 2 給食以外の食物アレルギー対応について

ごく少量のアレルゲンに触れただけでアレルギー症状を起こす児童生徒は、個々に応じた配慮が必要である。医師の指示を参考に、保護者と十分な協議を行い、個別の対応が求められる。

#### ○食物・食材を扱う授業・活動

牛乳パックのリサイクルや小麦粘土を使用した図工など、教材が事故原因につながる場合は、原因教材の除去や活動内容見直しも視野に入れる。

#### ○運動（体育・部活動等）

アナフィラキシー既往歴がある児童生徒について、運動がリスクとなるか把握する。食物依存性運動誘発アナフィラキシーを予防するため、給食喫食後、2時間以内の体育や部活動での激しい運動は控える。

#### ○宿泊学習時の配慮

事前に宿泊先と連絡をとり、重症度に合わせた最大限の配慮をお願いする。保護者は、宿泊先などを交えて十分に情報交換し、どのような対応が必要で、どこまで対応可能なのかを事前に確認する。

#### 【確認事項】

- ①宿泊先で提供される食事内容と対応食の有無
- ②おやつの内容や児童生徒同士の交換による事故の防止
- ③現地で救急時に対応できる医療機関

※上記の対応は必要だが、過剰対応により校外学習に参加できないなどは好ましくない。保護者の意向や医師の情報に留意し、できるだけ他の児童生徒と同じ生活をさせることが望ましい。

# 用語の解説

## 【※1 アレルゲン】

\*アレルギーを引き起こす原因となるもの。正確にはアレルギーを引き起こす物質（抗原）を指し、その抗原を含んだ物質（食品）を指すこともあります。

## 【※2 アナフィラキシー】

\*即時型アレルギー反応の中でも、じんましんだけや腹痛だけなど一つの臓器にとどまらず、皮膚、呼吸器、消化器、循環器、神経など複数の臓器の症状があらわれるものをアナフィラキシーと呼びます。食物以外にも、薬物やハチ毒などが原因で起こります。血圧低下や意識障害などショック症状を伴う場合は、アナフィラキシーショックと呼び、生命をおびやかす危険な状態です。

## 【※3 即時型食物アレルギー】

\*食物アレルギーの児童生徒のほとんどは、この「即時型」に分類されます。原因食品を摂取して2時間以内に症状が出現し、その症状は、じんましんのような軽い症状からアナフィラキシーショックのような命にかかわる重い症状まで様々です。

## 【※4 口腔アレルギー症候群】

\*口腔粘膜における食物（果物・野菜）による接触性じんましんです。花粉症、ラテックスアレルギーを併せて持っていることが多く見られます。症状出現時間は5分以内のことが多く、まれに全身性症状を起こすことがあります。

## 【※5 食物（乳糖）不耐症】

\*体質的に食物を消化できない。（例：乳糖を消化できず牛乳を飲むと下痢をする。）

## 【※6 学校生活管理指導表】

\*（財）日本学校保健会が作成した様式。医師の指示のもと、学校生活での配慮や管理が必要な事項について協議するために作成し使用するもの。

## 【※7 献立明細表】

\*学校給食の献立に使用している食材等を明記した表

## 【※8 配合表】

\*加工食品などについて使用食材やその配合、アレルゲンが書かれた表であり、基本的に1つの食品につき1枚あります。

## 【※9 食物アレルギーの管理指導】

\*給食をはじめ学校生活において、医師の診断（学校生活管理指導表）に基づき保護者、学校、給食センター（学校給食保健課）が情報を共有し、食物アレルギー対応を行う。

## 【※10 管理指導を希望しない学校給食での対応】

\*症状がごく軽いなどの理由で学校での管理指導を希望しない（その必要がない）場合に、保護者からの申し出による学校給食での対応（牛乳停止、自分で除去など）を行うもの。このマニュアル外の取扱いとなります。

# 様式集

## 様式一覧

番号	名 称	書類の流れ	備 考
1	食物アレルギー実態調査票(小・中別)	保護者→学校	就学時健康診断
2	食物アレルギー申出者報告書	学校→教育委員会 ↓ 給食センター	
3	食物アレルギー実態調査票の確認結果について	学校→保護者	管理指導の必要がない場合 等
4	食物アレルギー対応のための面談実施について	学校→保護者	
5	学校生活管理指導表	医療機関→保護者→学校	
6	個別面談記録票	学校	面談時に記入
7	食物アレルギー対応依頼書	保護者→学校	面談時に記入
8	食物アレルギー対応内容変更申出書	保護者→学校→給食センター	
9	食物アレルギー対応内容報告書	学校⇄給食センター	決定内容の協議確認
10	食物アレルギー対応内容について (通知)	学校→保護者	決定通知
11	食物アレルギー対応中止依頼書	保護者→学校	
12	食物アレルギー対応中止について (通知)	学校→保護者	
13	新年度における食物アレルギー対応について	学校→保護者	在校生に対し通知

この調査票はお子様及安全な学校生活を送るために毎年提出していただくものです。  
正確に記入してください。

学校名

学年	就学時	1	2	3	4	5	児童氏名 (男・女)
組							保護者氏名
番号							連絡先電話番号

〔1〕 食物アレルギーはありますか。

調査 学年 月/日 (記入日)	有の場合は 右欄もご記入 ください	原因食品名	医師 の 診 断	症状	給食時	学校での対応・配慮事項	相 談 希 望
		複数ある場合は一 食品ごとに 記入してください		具体的にお書きください	食べられる場合 ○ 食べられない場合 ×	学校で配慮が必要なことが ありましたらお書きください。	
【例】 就学時 10/1	有・無	たまご	有・無	しっしん かゆみ 喘息発作 など	×	自分で食べないようにできます。	有・無
【例】 1年 9/1	有・無		有・無				有・無
就学時 /	有・無		有・無				有・無
1年 /	有・無		有・無				有・無
2年 /	有・無		有・無				有・無
3年 /	有・無		有・無				有・無
4年 /	有・無		有・無				有・無
5年 /	有・無		有・無				有・無

〔2〕 今までにアナフィラキシーショックを起こしたことがありますか。 ( はい ・ いいえ )

〔3〕 エピペンを処方されていますか。 ( はい ・ いいえ )

※ 相談希望の場合は、のちほど学校から連絡いたします。

※ 学校での対応や配慮をする必要がある場合、主治医または専門医が記入した「学校生活管理指導表」を提出していただきます。



様式第1号

## 食物アレルギー実態調査票

この調査票はお子様及安全な学校生活を送るために毎年提出していただくものです。  
正確に記入してください。

(小学校名

)

学校名

学年	小6	中1	中2				生徒氏名	(男・女)
組							保護者氏名	
番号							連絡先電話番号	

## 〔1〕食物アレルギーはありますか。

調査 学年 月/日 (記入日)	有の場合は 右欄もご記入 ください	原因食品名 複数ある場合は一 食品ごとに 記入してください	医 師 の 診 断	症状	給食時	学校での対応・配慮事項	相 談 希 望
				具体的にお書きください	食べられる場合 ○ 食べられない場合 ×	学校で配慮が必要なことが ありましたらお書きください。	
【例】 小学 6 年 9/1	有・無	たまご	有・無	しっしん かゆみ 喘息発作 など	×	自分で食べないようにできます。	有・無
【例】 1年 10/1	有・無		有・無				有・無
小学 6 年 /	有・無		有・無				有・無
1年 /	有・無		有・無				有・無
2年 /	有・無		有・無				有・無

〔2〕今までにアナフィラキシーショックを起こしたことがありますか。(はい・いいえ)

〔3〕エピペンを処方されていますか。(はい・いいえ)

※ 相談希望の場合は、のちほど学校から連絡いたします。

※ 学校での対応や配慮をする必要がある場合、主治医または専門医が記入した「学校生活管理指導表」を提出していただきます。

年 月 日

古河市教育委員会教育長 様

学校長

### 食物アレルギー申出者報告書

食物アレルギー申し出のある保護者の方から提出された食物アレルギー調査票の内容を確認した結果を次のとおり報告します。

記

No.	児童生徒名	確認結果	面談	No.	児童生徒名	確認結果	面談
1				16			
2				17			
3				18			
4				19			
5				20			
6				21			
7				22			
8				23			
9				24			
10				25			
11				26			
12				27			
13				28			
14				29			
15				30			

※ 確認結果

- ア 食物アレルギーが明確である。(1年以内に医療機関受診済み)
- イ 食物アレルギーが疑われる。(1年以内に医療機関未受診)
- ウ 食物アレルギーではない。(牛乳等不耐症など)

面談が必要と申し出があった方には、面談日程通知を送付します。

<p><b>【問合せ先】</b></p> <p style="text-align: right;">学校</p> <p style="text-align: center;">TEL 担当</p>
---

年 月 日

保護者 各位

学校長

食物アレルギー実態調査票の確認結果について

皆様には、日頃より学校教育にご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。  
さて、ご提出いただいた「食物アレルギー実態調査票」の内容を確認した結果、  
学校生活における食物アレルギー管理指導のご希望がありませんでした。そのため、  
食物アレルギーにともなう個別面談等は実施いたしませんのでお知らせいたします。

この通知内容に疑問がある場合は、下記までご連絡願います。

【問合せ先】

学校

TEL

担当

年 月 日

様

学校長 \_\_\_\_\_

食物アレルギー対応のための面談実施について

皆様には、日頃より学校教育にご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。  
さて、学校内での食物アレルギー管理指導を行っていくにあたり、より詳細な内容を把握し、給食などでの対応を協議するため下記のとおり面談を行います。  
つきましては、同封した書類を記入し、ご出席くださいますようお願いいたします。

記

- 1 面談日時 年 月 日 ( )
- 2 場 所 学校
- 3 持参書類 ①学校生活管理指導表（食物アレルギー管理指導には医師の指示等が必要になりますので必ず医療機関で記入してもらってください。）  
②食物アレルギー対応依頼書または食物アレルギー対応内容変更申出書

※すでに提出済の場合は不要です。

4 その他

- ・面談にはお子様の同席は必要ありません。
- ・「学校生活管理指導表」は、文書料がかかります。金額は医療機関で異なります。また、日数がかかると思いますので余裕をもってご用意願います。
- ・指定日時にご都合が悪い場合、または、食物アレルギー症状が改善した場合は、ご連絡願います。

【問合せ先】

学校

TEL

担当



夏 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）

財団法人日本学校保健会作成

名前	男・女	年	月	日生（ 歳）	学校	年	組	提出日	年	月	日
<b>病型・治療</b> A. 食物アレルギー病型（食物アレルギーありの場合のみ記載） 1. 即時型 口腔アレルギー症候群 食物依存性運動誘発アナフィラキシー B. アナフィラキシー病型（アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載） 1. 食物（原因） 2. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー 3. 運動誘発アナフィラキシー 4. 昆虫 5. 医薬品 6. その他（ 鶏卵 牛乳・乳製品 小麦 ソバ ピーナッツ 種実類・木の实類 甲殻類（エビ・カニ） 果物類 魚類 肉類 その他1 その他2 ） C. 原因食物・診断根拠 該当する食品の番号に○をし、かつ（ ）内に診断根拠を記載 1. 鶏卵 2. 牛乳・乳製品 3. 小麦 4. ソバ 5. ピーナッツ 6. 種実類・木の实類 7. 甲殻類（エビ・カニ） 8. 果物類 9. 魚類 10. 肉類 11. その他1 12. その他2 ） D. 緊急時に備えた処方薬 1. 内服薬（抗ヒスタミン薬、ステロイド薬） 2. アドレナリン自己注射薬（「エピペン®」） 3. その他（ ） ）		<b>学校生活上の留意点</b> A. 給食 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定 B. 食物・食材を扱う授業・活動 1. 配慮不要 2. 保護者と相談し決定 C. 運動（体育・部活動等） 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定 D. 宿泊を伴う校外活動 1. 配慮不要 2. 食事やイベントの際に配慮が必要 E. その他の配慮・管理事項（自由記載）		★保護者 電話： ★連絡医療機関 医療機関名： 電話：							
アナフィラキシー（あり・なし） 食物アレルギー（あり・なし）		<b>病型・治療</b> A. 病型 1. 通年性アレルギー性鼻炎 2. 季節性アレルギー性鼻炎（花粉症） 主な症状の時期： 春、夏、秋、冬 B. 治療 1. 抗ヒスタミン薬・抗アレルギー薬（内服） 2. 鼻噴霧用ステロイド薬 3. その他（ ）		<b>学校生活上の留意点</b> A. 屋外活動 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定 B. その他の配慮・管理事項（自由記載）		記載日 年 月 日 医師名 医療機関名		記載日 年 月 日 医師名 医療機関名			

●学校における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を教職員全員で共有することに同意しますか。

1. 同意する
2. 同意しない

保護者署名： \_\_\_\_\_

## 個別面談記録票

記入日 [ 年 月 日 ]

記入者 [ ]

氏名	(男・女)		保護者氏名	
生年月日	年 月 日	年 組	電話番号	(自宅)
住所				(携帯)

## 1 食物アレルギーを起こす原因食品について

食品名	症状の程度	
	量	加熱
	<input type="checkbox"/> 加工食品・調味料等に含まれる微量でも不可 <input type="checkbox"/> つなぎなどの少量でも不可 <input type="checkbox"/> ある程度の量( )	<input type="checkbox"/> 加熱後も不可 <input type="checkbox"/> 加熱すれば可 <input type="checkbox"/> その他
	<input type="checkbox"/> 加工食品・調味料等に含まれる微量でも不可 <input type="checkbox"/> つなぎなどの少量でも不可 <input type="checkbox"/> ある程度の量( )	<input type="checkbox"/> 加熱後も不可 <input type="checkbox"/> 加熱すれば可 <input type="checkbox"/> その他
	<input type="checkbox"/> 加工食品・調味料等に含まれる微量でも不可 <input type="checkbox"/> つなぎなどの少量でも不可 <input type="checkbox"/> ある程度の量( )	<input type="checkbox"/> 加熱後も不可 <input type="checkbox"/> 加熱すれば可 <input type="checkbox"/> その他

## 2 1の原因食品について、現在除去していますか

 いいえ はい ⇨ その判断は誰がしましたか  医師  保護者  その他( )

↳ (最後の診察：平成 年 月)

## 3 アレルギーの原因食品を喫食した場合の症状について

皮膚粘膜症状：  かゆみ  じんましん  むくみ  唇やまぶたのはれ  のどの違和感消化器症状：  腹痛  吐き気  下痢呼吸器症状：  せき  鼻づまり  ぜいぜいして息苦しい  呼吸困難 その他( )

## 4 運動で症状を発症した経験について

 ない ある ⇨  食事との関連あり  食事との関連なし

## 5 アナフィラキシーショックの経験について

 ない ある (回数： 回) (原因： ) (最後の発症：平成 年 月)

## 6 過去に除去していたが現在は完全に食べられるようになった食品について

 ない ある (食品名： )

→ 裏面へ

7 現在アレルギー疾患の治療のために使用している(または使用する可能性のある)薬について

ない

ある 内服薬( ) 吸入薬( )  
外用薬( ) 注射薬( )  
その他( )

学校に持参を希望する薬は

ない

の給食停止

(どんなときに使用するか: )

(保管場所: )

※ 自分で管理・使用ができない場合、保管場所・保管方法について要相談。

8 給食の対応について

- 対応の必要なし
- 自分で除去(成分献立表配布)
- 全ての給食停止(弁当持参)
- 牛乳停止
- 除去食

9 学校生活での配慮について

- ・食物・食材を扱う活動 (給食当番、調理実習等) { }
- ・運動 (体育・部活動等) { }
- ・校外活動・宿泊行事 { }

10 アレルギーを起こした時の対処方法

11 その他・特記事項

※ 緊急時連絡先 ※

- |                  |                      |   |                      |
|------------------|----------------------|---|----------------------|
| (1)通院している医療機関    | <input type="text"/> | → | <input type="text"/> |
| (2)緊急時に搬送できる医療機関 | <input type="text"/> | → | <input type="text"/> |
| (3)保護者連絡先①       | <input type="text"/> | → | <input type="text"/> |
| 保護者連絡先②          | <input type="text"/> | → | <input type="text"/> |



様式第7号

年 月 日

学校長 様

保護者 住所

氏名

印

### 食物アレルギー対応依頼書

このことについて、添付書類のとおり食物アレルギーの診断を受けましたので、来年度、学校内での給食等の提供に際して、下記のとおり食物アレルギー対応を依頼します。

#### 記

- 1 児童生徒名 \_\_\_\_\_年\_\_\_\_組 \_\_\_\_\_
- 2 食物アレルギー原因食材 \_\_\_\_\_  
症状 ( \_\_\_\_\_ ) 緊急時処方薬 \_\_\_\_\_
- 3 希望する対応内容  
自分で除去 全ての給食停止 牛乳のみ停止 除去食  
その他( \_\_\_\_\_ )
- 4 備考: \_\_\_\_\_

受領者署名

学校名:

学校長名: \_\_\_\_\_ 印

日付: \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

## 食物アレルギー対応内容変更申出書

学校長 様

住 所 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_ ⑩

このことについて、添付書類のとおり食物アレルギーの診断を受けましたので、  
下記のとおり食物アレルギー対応内容の変更を希望します。

### 記

1 児童生徒名 \_\_\_\_\_年\_\_\_\_組 \_\_\_\_\_

2 現在の食物アレルギー対応内容

自分で除去 全ての給食停止 牛乳のみ停止 除去食

その他 ( \_\_\_\_\_ )

3 変更後の学校給食における対応

全ての給食停止 牛乳のみ停止 除去食

自分で除去 食材( \_\_\_\_\_ )

様式第9号

## 食物アレルギー対応内容報告書

年 月 日

古河市教育委員会教育長 様

学校名 :

学校長名 :

年度食物アレルギー対応内容について、報告いたします。

	児童生徒名	新学年	対応内容	給食費	特記事項
1			<input type="checkbox"/> 自分で除去 <input type="checkbox"/> 全ての給食停止 <input type="checkbox"/> 牛乳停止 <input type="checkbox"/> 除去食	<input type="checkbox"/> 全額徴収 <input type="checkbox"/> 徴収しない <input type="checkbox"/> 牛乳代は徴収しない 月額 円	
2					
3					

学校での担当者 \_\_\_\_\_

上記について、確認しました。

年 月 日

学校給食センター所長	学校給食センター担当

※学校給食センターで内容を確認し、「給食費」欄を記入し、学校に返送する。

様式第10号

年 月 日

様

学校名 :

学校長名 :

食物アレルギー対応内容について(通知)

このことについて、下記のとおり食物アレルギー対応を行いますのでお知らせします。

記

1 児童生徒名

年 組

2 食物アレルギー原因

3 学校給食における対応

4 食物アレルギー対応開始年月日

年 月 日

5 学校給食内容変更に伴う給食費納付金決定額

給食費月額 円 ( 円の減)

※ただし、アレルギー症状の緩解等により、給食を再開される場合は、その旨をご連絡ください。

【問合せ先】

学校

TEL

担当

受 付 印

様式第11号

食物アレルギー対応中止依頼書

年 月 日

学校長 様

保護者 住所  
氏名

下記 児童生徒は、医師により食物アレルギーが改善したと診断されたため、食物アレルギー対応中止を依頼します。

記

児 童 生 徒 名	
学 年・組・番 号	年 組 番

医師証明欄

食物アレルギーの改善日	年 月 日
記 入 日	年 月 日
医 療 機 関 名	
医 師 名	Ⓔ

古河市教育委員会教育長 様

上記のとおり食物アレルギー対応中止依頼書が提出されましたので報告します。

年 月 日

学校長

様式第12号

年 月 日

様

学校校名：

学校長名：

食物アレルギー対応中止について(通知)

このことについて、下記のとおり食物アレルギー対応を中止しますのでお知らせ  
します。

記

1 児童生徒名

年 組

2 中止前の学校給食における対応

3 食物アレルギー対応中止年月日

年 月 日

4 学校給食内容変更に伴う給食費納付金決定額

給食費月額 円

【問合せ先】

学校

TEL

担当

年 月 日

保護者 各位

学校校名：

学校長名：

新年度における食物アレルギー対応について

皆様には、日頃より学校教育にご理解ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、次年度における食物アレルギーの対応につきましては、次のような手続きで  
願います。

記

- 1 引き続き食物アレルギー管理指導を希望する場合  
改めて「学校生活管理指導表」の提出が必要となりますので、医療機関で記入後  
月 日までに学校に提出してください。  
今までと対応内容を変更する場合は、後日、「食物アレルギー対応内容変更申出書  
(様式8)を提出いただきますので、ご連絡ください。
- 2 治癒などの理由で食物アレルギー管理指導を希望しない場合は、後日、「食物ア  
レルギー対応中止依頼書(様式11)を提出いただきますので、ご連絡ください。

【問合せ先】

学校

TEL

担当